第 39 回科学技術部会

資料3—2

平成 19 年 6 月 25 日

競争的資金の配分機関のあり方

1. 長期的戦略指針「イノベーション25」〜未来をつくる、無限の可能性への挑戦〜 (平成19年6月1日 閣議決定)抜粋

第5章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

- 1. 社会システムの改革戦略
- (1) 早急に取り組むべき課題
 - 2) 次世代投資の充実と強化
 - ・競争的資金の拡充・見直し 競争的環境下において、基盤研究を強化するとともに、最先端でハイリスクな研究を推進するため、以下の取組を行う。
 - 研究活動の効率化(ひいては資金運用の効率化及び研究成果の拡大にも寄与)にも資する観点から、独立行政法人がその能力を発揮しやすい環境の整備をした上で、競争的資金の配分機能を原則として配分機関である独立行政法人に移行させることにより研究費の複数年契約を拡大する等、年度を越えた使用の円滑化を推進。
- 2. 競争的資金の拡充と制度改革の推進について (平成19年6月14日 総合科学技術会議) 抜粋

第3章 具体的方策

(1) イノベーションの種となる基礎研究の多様性・継続性の確保と出口につなぐシ ームレスな仕組みの構築

<具体的方策>

- 一つの制度の企画・運営が複数機関にまたがる場合は、制度内の整合の取れた全体設計や改革が円滑に行われにくくなるおそれがあることを勘案し、一つの制度は、一つの配分機関に集約されることが望ましい。
- (5) 研究資金の効果が最大になる公正・透明で効率的な配分・使用システムの確立 <現状>
- 〇 平成15年度以降、効率的・弾力的な制度運用や専門性等の観点から、独立した配分機関への移行を進めているが、なお6割の制度が本省で執行しており、これが、研究費の交付時期の早期化、研究費の効率的な使用を推進する際に支障を生じている面がある。また、独立行政法人ではなく、国の機関に一部を移管している制度がある。

く具体的方策>

- ① 国民の税金を原資とする研究資金が、公正かつ透明に配分・使用され、その成果が最大になるようなシステムを、関係府省・関係機関の連携の下、早急に確立する。
- ▶ 競争的資金の評価・配分機能を、本省各課から、各々の制度全体を統括する独立配分機関(原則として独立行政法人)に移行し、専任のPD・POを、権限と責任を明確化しつつ十分に配置して、その体制を強化・確立していく必要がある。このため、現在、本省が担っている競争的資金制度についても、できるだけ早期に、原則として、独立した配分機関に執行を移すべきである(研究機関と配分機関を包含する機関に移管する場合は、利益相反の厳格なマネージメントが不可欠である。)。

なお、その前提として、運営費交付金を効率化する中で競争的資金に配慮するなど、配分機関である独立行政法人がその機能を発揮しやすい環境を整備する必要がある。

前述の独立行政法人にとっての環境の整備として、積立金の中期目標期間を越えた繰越しについて、現行ルールに基づき運用する中で、予見可能性の向上を図るとともに、競争的資金の配分機能を原則として配分機関である独立行政法人に移行させることにより研究費の複数年契約の拡大に取り組む。

また、本省の制度については、科学研究費補助金の取組を参考にし、繰越明許費制度の要件の明確化、制度の周知や適用事例集の配布、申請手続の適切・迅速化、類型化を含む繰越事務手続きの簡素化等によって、年度を越えた研究資金の使用の円滑化を推進する。

なお、米国の制度にあるような、特段の手続きなしに一定範囲以内であれば年度をまたいで使用できる仕組みや、研究期間の始期を資金交付時点からとするといったことについても、単年度会計主義との関係を整理しつつ、中長期的課題として検討することが望まれる。